

令和2年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和2年5月14日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 議案第23号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第11 議案第24号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第25号 羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第26号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第27号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第28号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第29号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第30号 財産の取得について
-

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高島 讓二 君		4番	井上 章二 君
	5番	坂本 志郎 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	和田宏一君	企画振興課長	八幡雅人君
総務課長	本見泰敬君	税務財政課長	対馬憲仁君
税務財政課長補佐	飯島東君	環境生活課長	松崎博幸君
保健福祉課長	太田洋二君	保健・介護担当課長	福田一輝君
保健・国保担当課長	洲崎久代君	産業創生課長	大沼良司君
まちづくり担当課長	石崎佳典君	建設水道課長	佐野健二君
学務課長	平田充君	社会教育課長	野田泰寿君
図書館長	菊地理恵子君	会計管理者	仙福聖一君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	鹿又明仁君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。ただいまの出席議員は10人です。
定足数に達しておりますので、令和2年第1回羅臼町議会臨時会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場でのマスク着用及び出入り口3カ所を解放いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番村山修一君及び8番鹿又政義君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日から5月15日までの2日間といたしたいと思っております。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日から5月15日までの2日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。
羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しております。
これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和2年臨時会の開催に当たり、議員皆様の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまお許しをいただきましたので、6件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、春の叙勲の受章についてであります。

このたび令和2年4月29日に元羅臼消防団副団長田村勉氏が、春の叙勲瑞宝単光章を受章されましたので御報告いたします。

田村氏におかれましては、昭和49年に羅臼消防団へ入団し、平成9年からは第6分団長を務め、平成15年に副団長に就任してからは、団長の補佐はもちろん消防団活動では、率先して団員の指揮に当たり、定年退団となる平成29年3月末まで43年間にわたり活躍されました。

温厚で責任感も強く、地域防災や啓発活動、また、消防力の強化に尽力され、その人柄や姿勢に長く消防団員の模範となっています。

御本人の名誉はもとより、当町といたしましてもこのたびの受章は大変名誉なことであり、ここに御報告申し上げる次第でございます。

2件目は、知床ナンバープレートの交付についてであります。

5月11日から知床ナンバーの交付が開始されました。知床の自然と動物をモチーフにしたすばらしい図柄の知床ナンバーは、走る広告塔として知床をPRするため取り組んでまいりましたが、このたび無事交付されたことは大変喜ばしいことであり、また、振興局という垣根を越えた7町での取り組みは、大変意義のあるものと感じております。

本来であれば、各町の町長や関係者を招いて交付式を実施する計画をしておりましたが、残念ながら現在の厳しい状況を考え、中止とさせていただきました。

導入地域においては、交付開始日以降、新車・中古車の購入時はもちろんのこと、現在所有している自動車の車検時など、いつでもナンバープレートの変更が可能です。

カラープレートを選択された場合には、寄附金分を交付地域である7町での交通改善や観光振興、自然環境の保全などに活用する予定であり、今後、寄附金の活用に係る協議会を立ち上げ、検討してまいります。

早速、まちの中にも知床ナンバーをつけた車が見受けられ、予約状況も伸びていると聞いておりますので、今後、多くの車につけられることを期待しているところであります。

3件目は、羅臼町120年記念事業についてであります。

本年度、羅臼町120年・町制施行60年の節目を迎えるに当たり、平成29年度より各団体からなる検討委員会や管理職プロジェクトなどで事業内容の検討を行ってまいりました。

記念式典を初め、大使を活用した各種イベントの開催やタイムカプセルの開封・収蔵、100年から120年の歩みを振り返る記念写真展など、記念事業の実施に向け調整してきたところであります。

このたび新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、第59回知床開きの中止を決定し、お祭りに合わせて開催を予定しておりました記念式典や大使によるコンサート、記念花火大会につきましても中止といたしました。

また、7月に計画されておりました第7回しれとこ羅臼こんぶフェスタにつきましても、実行委員会の判断により中止となりました。

このような状況の中、記念事業の延期も検討してまいりましたが、今年度内での日程調整は困難と判断し、120年記念事業を全て中止させていただき、令和3年度の実施に向けて事業計画を見直すことといたしましたので御報告いたします。

4件目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましても、北海道内で最初の感染者が確認された早期から、町民各位の御理解をいただき、さまざまな感染防止対策等の対応をされていることに大変感謝をいたしております。

しかし、全国的な感染の猛威はおさまらず、特定警戒区域とされている北海道内では、毎日のように感染者の報告がされております。当町におきましても2月25日に、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止及び経済支援等の対策を講じているところであります。

感染防止の対策といたしましては、町内にある公共施設の休館を初め、町内で不足していたマスクや消毒液を診療所や介護施設等へ提供させていただき、また、重症化リスクの高い介護サービス利用者や妊婦に対しても、マスクを無償提供いたしました。

町内の幼稚園児から高校生までの子どもたちのマスク不足の対応としては、商工女性部に手づくりマスクを作成していただき、子ども1人に2枚ずつ、全員に配付いたしました。

消毒液については、株式会社マルナカ様の御厚意により、次亜塩素酸水を無償提供いただき、町民の皆様や町内商工業者へ配付しております。

また、4月27日発行の町政だよりで手づくりマスクの提供のお願いをしたところ、子ども用、大人用マスク、100枚以上の提供がありました。それぞれが大変な状況にあるにもかかわらず、思いやりの気持ちのあらわれを大変ありがたく感じております。いただいた手づくりマスクは、今後、必要とされる方々へお渡ししていくようにいたします。

北海道では、2月28日から3月19日まで、全国に先駆け緊急事態宣言が出され、その後、4月8日から5月6日までとされた国の7都府県に対する緊急事態宣言に合わせ、

集中対策期間が設けられました。

国の緊急事態宣言は16日から全国に拡大され、現在、5月31日まで延長されています。北海道においても、緊急事態措置を5月31日まで延長し、特定警戒都道府県として、道民の不要不急の外出自粛を促し、4月25日から5月15日までの間、事業所への休業要請、自粛協力を行うなど、さまざまな措置が講じられているところです。

こうした国や北海道の取り組みは、多くの産業に多大なる影響をもたらすことになりました。羅臼町においても観光シーズンの幕開けとなる知床横断道路開通が、例年になく早かったところですが、北海道緊急事態措置のもと、町内の飲食店や観光船事業者も休業され、観光の拠点である道の駅の商業施設にも休業の協力をいただき、駐車場の使用制限を実施したところです。

そうした状況を踏まえ、羅臼町では、売上減少等、直接的な影響が甚大であった飲食業、宿泊業、観光業の事業所に対する支援対策として、一律30万円の給付金の交付を決定しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による地域経済の落ち込みは著しく、緊急事態宣言、緊急事態措置の延長など、非常に短時間で対応が迫られる中、先行きに不安を抱えながらも、御協力をいただいている事業所に対し、経営の安定と事業の継続を目的に、スピード感を第一に決断をさせていただいたところです。

現在、申請を受け付け、審査後、随時交付しているところであります。対象は75事業者程度を見込み、事務費と合わせ2,255万円の専決処分をさせていただき、今議会で報告させていただいております。

同じく、今年度より水道事業の安定運営を図るため、水道料金を改定させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえまして、外出自粛に伴う生活支援及び経済的負担の軽減並びに経済活動を支援するため、今年度請求分の水道料金につきまして、料金改定により増額となった料金分を減免することといたしました。

減免額といたしましては、1,100万円程度と想定しておりますが、水道事業会計も経営が厳しいことから、今後、水道事業会計の状況を見ながら、一般会計からの繰り入れにつきまして、判断させていただきたいと考えております。

また、経済活動支援のため、町内で温泉供給契約を締結している旅館業を対象に、本年4月から6月までの温泉使用料につきましても減免を行いたく、今議会で温泉使用料の予算補正を上程させていただいておりますので、御了承賜りたく、よろしくお願いいたします。

次に、「おうえん特産品小包み」の取り組みについてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響で、大型連休に羅臼町に帰省できない学生を対象に、町内の特産品を贈らせていただきました。申込件数は65件で、内訳は北海道内57件、北海道外8件でございます。受け取った本人や保護者から、電話、メール、手紙でお礼をいただいたほか、

報道をごらんになった方からも取り組みに対する称賛や、羅臼町への激励をいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大の一日も早い収束を願わずにはいられませんが、第一段階として、これまで当町が取り組んでまいりました対策について御報告させていただきますとともに、今後におきましても当町の基幹産業である水産業も含め、町としてできる支援について関係団体と連携しながら検討を始めており、引き続きスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

5件目は、羅臼町立幼稚園・小学校・中学校及び北海道羅臼高等学校の臨時休業等についてであります。

町内の各学校につきましては、新学期を迎え、制限を設けた始業式や入学式を行ったところですが、北海道内で第2弾となる非常事態宣言が発令され、北海道からの要請により、町内の学校も再び4月20日から5月6日までの臨時休業に加え、5月7日から8日まで、さらには5月11日から5月31日まで休業延長となっております。

また、町内の社会教育施設であります図書館と郷土資料館につきましても、5月17日まで休館としているところです。

教育委員会では、休業期間中の児童生徒等の心身の健康状態や学習状況の把握のため、分散登校の開催について学校と検討し、5月20日より小学校と中学校は各学年3回程度、羅臼高校は各学年4回程度実施する計画を進めているところです。

あわせて、幼稚園につきましても臨時休業期間の長期化に伴う心身等の負担を考慮して、通常の幼稚園生活に円滑に移行できるように、段階的に工夫して進めることとしております。

いずれにいたしましても、学校再開に向けて校舎内の消毒や車内が密にならないための通学時のバスの増便、児童生徒等のマスクの着用の義務づけ、教職員や給食調理員のゴールデンウィーク中の動向把握など、感染予防対策に万全を期して準備を進めているところでもあります。

6件目は、火災の発生についてであります。

令和2年中、4件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、令和2年5月12日火曜日、午前9時45分に覚知した知昭町ホームックニコット羅臼店社宅の建物火災であり、ごみ収集作業中で通りかかった発見者から通報を受けて、消防署から3台の消防車が出動いたしました。初動で1分団、2分団、3分団が出動しております。

先着した職員により消火活動を実施。近隣の消火栓及び防火水槽を使用し、揚水し、放水を実施しております。消火活動中に消防隊員が進入し、男性の要救助者を発見しておりますが、現場にて救急隊により死亡を確認しております。身元については、中標津警察署で調査中であります。

午前11時16分に火炎及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

出火原因につきましては、現在、調査中であります。

報告は、以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第 5 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 報告第2号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案の1ページをお開き願います。

報告第2号専決処分した事件の承認について、また、この後予定をしております報告第3号から第6号、議案第23号から議案第30号につきまして、副町長及び各担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和2年3月31日であります。

3ページをお願いいたします。

令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,665万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,044万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税141万2,000円を追加し、1,823万4,000円。

1項地方揮発油譲与税38万4,000円を減額し、461万6,000円。

2項自動車重量譲与税179万6,000円を追加し、1,329万6,000円。

3款1項利子割交付金46万円を減額し、54万円。

4款1項配当割交付金25万3,000円を減額し、174万7,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金12万8,000円を追加し、112万8,000円。

6款1項地方消費税交付金205万6,000円を減額し、1億594万4,000円。

7款1項自動車取得税交付金54万3,000円を追加し、204万3,000円。

8款1項環境性能割交付金10万4,000円を減額し、58万9,000円。

9款地方特例交付金50万2,000円を追加し、413万4,000円。

1項地方特例交付金50万2,000円を追加し、159万円。内訳としましては、地方特例交付金で1,000円、個人住民税で減収補填特例交付金で50万1,000円でございます。

10款1項地方交付税3,631万6,000円を追加し、20億3,051万8,000円。内訳としまして、地方交付税が4,701万3,000円の追加で、16億9,121万5,000円。特別交付税が1,069万7,000円の減額で、3億3,930万3,000円となるものでございます。

ここまでの2款地方譲与税から10款地方交付税までにつきましては、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金626万6,000円を減額し、3,899万2,000円。

1項分担金4万3,000円を減額し、371万4,000円。畜産担い手育成総合整備事業の事業確定によるものでございます。

2項負担金622万3,000円を減額し、3,527万8,000円。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休校による学校給食の休止により504万8,000円の減額のほか、全天候型埠頭の光熱水費や松法漁港岸壁補修工事の事業費確定によるものでございます。

13款使用料及び手数料247万4,000円を減額し、1億658万1,000円。

1項使用料247万4,000円を減額し、7,827万7,000円。これにつきましては漁獲量の減少などに伴いまして、水産系廃棄物堆肥化处理施設の光熱水費の減少によるものでございます。

14款国庫支出金626万2,000円を減額し、2億1,690万5,000円。

5ページであります。

2項国庫補助金626万2,000円を減額し、8,231万8,000円。町営住宅等長寿命化事業の本年度分、事業費確定によるものでございます。

15 款道支出金 70 万円を追加し、1 億 7,767 万 5,000 円。

2 項道補助金 70 万円を追加し、7,980 万 6,000 円。内訳につきましては、畜産担い手育成総合整備事業で 150 万円、ウニ種苗委嘱事業で 90 万円がそれぞれ事業費確定により減額。また、道の駐車場整備に係る調査設計委託料が補助対象となったことで、310 万円の追加であります。

次に、17 款 1 項寄附金 7,400 万円を減額し、4 億 2,800 万 9,000 円。これは 5 億円を見込んでおりました、ふるさと納税の寄附額の確定によるものでございます。本年度の寄附額は、約 4 億 2,600 万円となる見込みでございます。

18 款繰入金 1 項基金繰入金 394 万 2,000 円を減額し、2 億 4,590 万 1,000 円。内容につきましては、過疎対策事業債の借入れ確定により減債基金繰入金 5,000 円。町営住宅等長寿命化事業の事業費確定により、公共施設整備基金繰入金が 219 万 8,000 円。地域活性化補助事業の事業費確定により、知床まちづくり基金繰入金 173 万 9,000 円が、それぞれ減額となるものでございます。

19 款 1 項繰越金 1,245 万 7,000 円を追加し、5,829 万 3,000 円。歳出の財源調整のため、その財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

21 款 1 項町債 290 万円を減額し、3 億 8,210 万 2,000 円。これは漁港改修局改事業債 40 万円、町道整備事業債 250 万円で、それぞれ事業費確定により減額となるものであります。

歳入合計 4,665 万 9,000 円を減額し、4 億 8,044 万 8,000 円。

6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費 652 万 4,000 円を減額し、11 億 9,299 万 4,000 円。

1 項総務管理費 652 万 4,000 円を減額し、11 億 4,992 万 4,000 円。内訳につきましては、基金積立金で、令和元年度決算見込みにおける余剰金の額が約 1 億 5,000 万円と試算しており、その 2 分の 1 の 7,500 万円を財政調整基金へ。過疎対策事業債借入額確定により 417 万 1,000 円を減債基金に、それぞれ積み立てするものでございます。

また、減額の内容につきましては、町営住宅の修繕料や長寿命化事業費確定により 846 万円、第 3 子以降出産祝い金で 100 万円、羅臼町 120 年記念事業で 49 万 6,000 円、地域活性化補助金で 173 万 9,000 円、ふるさと納税に要する経費で 7,400 万円が、それぞれ事業確定により減額となるものでございます。

3 款民生費 831 万 8,000 円を減額し、5 億 1,815 万 6,000 円。

1 項社会福祉費 831 万 8,000 円を減額し、4 億 3,082 万 4,000 円。これは国保会計繰出金と介護会計繰出金の繰入金額確定による減額でございます。

4 款衛生費 452 万 2,000 円を減額し、6 億 9,665 万 6,000 円。

1 項保健衛生費 144 万 8,000 円を減額し、2 億 9,828 万 2,000 円。各種予

防接種の事業費確定であります。

2項保健師設置費60万円を減額し、561万9,000円。妊婦・乳幼児健診の事業費の確定でございます。

3項清掃費247万4,000円を減額し、3億9,275万5,000円。水産系廃棄物堆肥化处理施設の光熱費の減額であります。

5款農林水産業費447万8,000円を減額し、6,014万4,000円。

1項農業費144万2,000円を減額し、2,024万5,000円。畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定によるものでございます。

3項水産業費303万6,000円を減額し、3,829万6,000円。これにつきましては、ウニ種苗移植事業や松法漁港岸壁補修工事の事業費確定と全天候型埠頭の光熱水費の減額となっております。

6款1項商工費65万2,000円を減額し、1億1,560万4,000円。道の駅駐車場整備に係る設計委託料の入札減によるものでございます。

7款土木費782万6,000円を減額し、2億9,785万7,000円。

2項道路橋りょう費782万6,000円を減額し、2億9,654万5,000円。除雪業務委託料と町道植別2号線整備工事の事業費確定によるものでございます。

8款教育費981万2,000円を減額し、3億7,631万8,000円。

5項社会教育費390万円を減額し、1億904万6,000円。公民館解体による燃料費分でございます。

6項保健体育費591万2,000円を減額し、1億4,111万円。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校による学校給食費の材料費が465万2,000円のほかに、臨時調理員の賃金と給食センター厨房備品の事業費確定によるものでございます。

9款1項公債費99万7,000円を減額し、3億8,419万6,000円。これにつきましては、一時借入金の利子額確立によるものでございます。

10款1項職員費353万円を減額し、7億8,210万7,000円。これにつきましては、一般職の各種手当や嘱託職員等の給与、あるいは退職手当組合納付金の確定により減額するものでございます。

歳出合計4,665万9,000円を減額し、44億8,044万8,000円となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

二つの事業の変更でございます。

1件目、漁港改修局改事業債、2件目が町道整備事業債、いずれも事業費確定に伴い限度額を400万円から360万円。1億5,000万円から1億4,750万円に、それぞれ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上であります、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 報告第3号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の8ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

9ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

なお、専決年月日は、令和2年3月31日でございます。

10ページをお願いします。

令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,277万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,207万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

11ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款道支出金から5,277万円を減額し、5億9,313万2,000円。

1項道補助金から5,277万円を減額し、5億9,313万1,000円。療養給付費確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、6款繰入金1項他会計繰入金から513万4,000円を減額し、5,562万円。内容につきましては、令和元年度繰入金確定に伴い、低所得者の保険税軽減及び出産育児一時金繰入金の確定に伴う減額補正でございます。

2項基金繰入金に513万4,000円を追加し、555万8,000円。他会計繰入金減額のため、財源調整のため同額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入合計5,277万円を減額し、10億2,207万4,000円とするものでございます。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費5,277万円を減額し、4億8,266万8,000円。

1項療養諸費費から4,564万7,000円を減額し、4億1,944万3,000円。

2項高額療養費から712万3,000円を減額し、5,788万円。人口の減少や社会保険への加入及び後期高齢者医療制度への移行によるものなど、国民健康保険被保険者並びに医療費等の減少により、一般療養給付費及び高額療養費が減少したことによるものでございます。

歳出合計5,277万円を減額し、10億2,207万4,000円となるものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る5月11日開催の令和2年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料26ページから31ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 報告第4号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 13ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

14ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

なお、専決年月日は、令和2年3月31日でございます。

15ページをお願いいたします。

令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,548万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,135万7,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項介護保険料から587万1,000円を減額し、8,367万7,000円。

3款国庫支出金から636万9,000円を減額し、1億611万8,000円。

1 項国庫負担金から509万6,000円を減額し、7,425万5,000円。
2 項国庫補助金から127万3,000円を減額し、3,186万3,000円。
4 款1 項支払基金交付金から688万円を減額し、1億662万1,000円。
5 款道支出金から318万4,000円を減額し、5,762万2,000円。
1 項道負担金から318万4,000円を減額し、5,128万9,000円。
7 款繰入金から318万4,000円を減額し、9,072万7,000円。
1 項他会計繰入金から318万4,000円を減額し、7,910万1,000円。

いずれも介護給付費確定に伴うルール分の減額でございます。

歳入合計2,548万8,000円を減額し、4億5,135万7,000円とするものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款保険給付費から2,548万8,000円を減額し、3億8,629万2,000円。

1 項介護サービス等諸費から2,374万8,000円を減額し、3億3,745万2,000円。

2 項介護予防サービス等諸費から75万6,000円を減額し、1,095万4,000円。

5 項特定入所者介護サービス等費から98万4,000円を減額し、2,481万6,000円。

令和元年度の介護サービス・介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費の保険給付費が確定したことによる減額でございます。歳出合計2,548万8,000円を減額し、4億5,135万7,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料の32ページから39ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 報告第5号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 報告第5号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の18ページをお願いします。

報告第5号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

19ページをお願いします。

専決処分書。

令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和2年3月31日でございます。

20ページをお願いします。

令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,895万6,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

21ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料に62万7,000円を追加し、5,007万円。内容につきましては、令和元年度後期高齢者医療保険料滞納繰越分の収納額の確定に伴う増額補正でございます。

歳入合計62万7,000円を追加し、6,895万6,000円です。

22ページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に62万7,000円を増額し、6,728万2,000円。内容につきましては、後期高齢者医療保険料の確定に伴い広域連合納付金

に不足が生じたため、増額するものでございます。

歳出合計62万7,000円を追加し、6,895万6,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料40ページから45ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 報告第6号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 報告第6号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の23ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

24ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和2年4月27日であります。

25ページをお願いいたします。

令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,980万4,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

26ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

19款繰入金1項基金繰入金2,255万円を追加し、3億6,663万3,000円。

歳出の財源調整のため、その財源を知床・羅臼まちづくり基金に求めるものでございます。

歳入合計2,255万円を追加し、53億6,980万4,000円。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

6款1項商工費2,255万円を追加し、1億3,501万9,000円。

新型コロナウイルス感染症により、町内において特に影響の大きい飲食店、宿泊業、観光業を営む事業者に対して、当町独自の支援策を講じる必要があることから、今般、羅臼町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金制度を創設し、1事業者当たり30万円を給付することとしたものでございます。

歳出合計2,255万円を追加し、53億6,980万4,000円となるものでございます。

なお、事項別明細書を別添資料として添付させていただいております。

また、本臨時給付金制度の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 羅臼町新型コロナウイルス感染症緊急対策臨時給付金交付の概要につきまして御説明いたします。

参考資料の1ページ、資料1をお願いいたします。

最初に、目的にかかわる部分でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に影響の大きい飲食業、宿泊業、観光業を対象に、経営の安定と事業の継続を目

的とした緊急的な支援として給付金を交付するものであります。

1の対象業種でございます。さきに御説明しました3業種でありまして、法人、個人は問いません。商工会会員名簿をもとに、また、会員以外については独自の調査を行い、町内飲食業35件、宿泊業20件、観光業20件を想定しております。想定数にはある程度の余裕を持たせ、全体で75の事業所を見込んでおります。

2の対象者条件は、(1)として令和2年1月1日現在において開業しているもの。(2)として令和2年2月1日以降営業実績があり、引き続き1年以上営業する意思があるもの。(3)として町税等の滞納がないもの、もしくは担当課と納付について協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行しているものとしています。

新型コロナウイルス感染症の影響が町内事業者に出始めた月を2月ととらえ、以降4月までに売り上げの減少と大きく影響を受けた事業所を対象としたことから、開業日と営業実績を対象者の条件としております。

次に、3の交付額等でございます。一律30万円で、1事業者に対し1回の交付としており、複数の店舗や複数の事業を展開する個人、法人であっても1事業者として30万円の給付をいたします。

4の申請期間等でございます。令和2年4月30日から5月29日までとしており、土日・祝日は受け付けをしておりません。時間は9時から17時までとしております。申請期間は約1カ月間ではありますが、想定した事業所へ申請書類を郵送するとともに、新聞での周知、町ホームページへの掲載、後日発行される町広報で周知を図ることに加え、申請に係る添付書類等も簡素化したことにより、短めの期間としております。

5の申請方法につきましては、申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて役場産業創生課に提出いただいております。申請方法が申請者にとって負担とならないように、添付書類及び申請書の記入事項について、必要最低限の内容に努めました。郵送での申請も可能で、申請書は役場産業創生課窓口、商工会窓口配置しており、羅臼町役場ホームページからもダウンロードすることができます。実際の申請では、多くの事業者が窓口に来られて申請をしていますが、一部郵送でも申請がされております。

6の交付時期についてであります。4月30日に受け付けした分については、大型連休前の5月1日に交付をしております。5月1日申請分は、5月8日に指定口座に振り込み、連休明けの7日以降に申請を受け付けした分は、土日を除いて原則3日後に指定口座に振り込みをしております。

申請書の処理は、申請日に審査を済ませ、交付決定後、速やかに交付決定通知を郵送しております。

以上、本事業の概要であります。申請受付初日の4月30日には34件の申請があり、全て対象となったことから、翌5月1日に交付したところです。5月1日以降、順次、申請受け付けをしており、昨日まで60件を受け付け、スケジュールどおりの交付をしているところであります。

本事業につきましては、令和2年4月27日制定の羅臼町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金交付要綱に沿って実施しております。要綱につきましては、参考資料の2ページ、3ページでございますので、後ほどお目通し願います。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

坂本議員。

○5番（坂本志郎君） 1点だけ、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいのですが、自粛の関係が国あるいは道で規制というか、自粛の要請が今、まだ継続している状況です。

きのうの道知事の報道での発言見ますと、北海道は非常に広いですよ。一番多く出ているのは石狩、札幌のあたり、あとオホーツク管内、根室・釧根管内においては2人とか6人とか8人で、その後ずっとゼロが続いているという状況の中で、振興局ごとに何か考えたいみたいな発言もありました。それが具体的にどうなっているのか。

きょうの新聞の報道では、ちょっとそんなことに触れていたとこありましたが、まだはっきりわからない。北海道は総合振興局が九つあるのかな、それで地方振興局、根室とか釧路、これが四つか五つだと思うのですが、もしこれが実行されると根室、釧路は恐らく自粛がある程度解除されるのかなというふうに考えております。

その上で、今の専決処分で説明をお聞きしましたが、この30万円は私の知り得る範囲では、各市町村・自治体の中では相当早くこれを決めて、既に60件くらいに30万円が行っていると。非常に早い点でやったことにして、非常に評価をすべきものだというふうに考えております。ともかく2月、3月、4月のあたりではっきりしていたのですよ、この75件というのは、大変な状態になっている。間髪入れず、本来はこのくらいの金額になると臨時議会、あるいは定例議会で議論して決するということなのでしょうが、専決でやったということについて大いに評価をしたい。

その上で、町長、先ほどこれにも若干触れていましたけれども、このほかに水道料の関係の値上げ分を少し抑えるというのと、あと温泉の関係の使用料ですか、これはお話ししていたと思うのですが、実は全体で見ると、これもちょっと触れていましたけれども、漁業者とか、あるいは理容業・美容業、美容の関係の人たちだとか細かく見ていくと、やはりそういう損害を受けている方、相当広くいるのだらうと思います。もちろん国として10万円の支給の問題もありますけれども、国の1兆円の中でどれだけ羅臼町に入ってくるのかわかりませんが、考え方として第2弾、あるいは第3弾もあるのかもしれませんが、この後検討していることがあれば、今、お答えできる範囲内でお聞かせいただきたいと思います。終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今後のコロナ対策についての羅臼町独自の支援策といいますか、そういったことはないのかということでございます。

先ほど、行政報告のほうでもお話をさせていただきました。各団体から聞き取りは、も

う既に大体終わっているところでありまして、今後、それを踏まえて非常に影響の大きいところ、これはさまざまあるのだというふうに思います。その中でも水産業、漁業者につきましては組合との兼ね合いもありますから、組合等もいろいろな対策を考えているというふうに聞き及んでおりますけれども、漁業協同組合との連携をしていくことになると思います。

また、それ以外の水産業、水産加工業であったり買い受け人であったり、魚価安で非常にあえいでいるというような状況も続いておりますので、そこにはどういった支援が必要なのかということは今まとめ上げているところでございますので、この後、その骨格をつくって議員の皆様、また町民の皆様にも御報告していくことになるというふうに思っております。

また、それ以外の業種につきましても、さまざま影響のあるということがありますがけれども、これは国のさまざまな給付または支援策というものの兼ね合いもありますので、そういったところ等も加味しながら、羅臼町として独自の対策がどういうものが必要なのかということも、今、精査をさせていただいております。

また、個人におかれても町民の皆さん、非常に大変な思いをされている方々もたくさんいらっしゃいます。そういった中で、そういったところにどういうふうな形がいいのか、当然、子育て支援も含めて、それから福祉・介護いろいろな部分が考えられますので、それも今ちょうど検討をさせていただいておりますので、しっかりとした御報告はさせていただくこととなっておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

松原議員。

○6番（松原 臣君） 今、説明あって、とりあえず75社ということなのですがけれども、そのほかに対象になる、これちょっとはっきり聞きたいのですがけれども、これ商工会の会員になっているのが75なのか、町で独自に調べてなっているのか。税金の関係ありますのでその部分で把握しているのか、それちょっと説明いただきたいのと、もう一つは、商工会員でもない、そういう団体に入っていない方も商売している方いると思うのですがけれども、その調べるのにどのぐらいまでに調べて、そういう人を対象にした、対象になるのかならないのか。税金払ってなければ対象にならないというお話ですから、それはもちろん税金使うのですから、それはわかるのですがけれども、その点ちょっとお答え、わかる範囲で結構ですからお答え願えれば。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 商工会と商工会に入っていない事業者というところでございますが、今回の対象事業者において、商工会に加盟しているのは42事業者、非加盟は25事業者というふうに押さえました。

先ほどの説明にありましたとおり、商工会の加盟については、商工会名簿を見ればわかるのですがけれども、非加盟につきましては、独自の調査というふうに説明しましたけ

れども、インターネット等でのホームページを確認したり、ほかの事業者からの聞き取りであったり、地図を見てピックアップをしたりということで、おおよそ地元に住んでいる私どもでありますから、そのあたりは網羅できたのかなというふうに思っております。

ただ、どうしても漏れがある可能性がありますので、そこにつきましては、先ほど説明したとおり、若干の余裕を持った形で75というふうにしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○6番（松原 臣君） わかりました。

それでもう一つお聞きしたいのは、実は滞納していれば、先ほども言いましたように、だめだということになるのですけれども、通年商売していないとだめなのか、それから期間的に商売していればいいのか、その点は。余り細かくやると、早く皆さん困って現金手かないってこともあるのですけれども、そこら辺ちょっとお答え願えれば。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 通年の営業実績でやるか、または季節的という御質問でございますけれども、今回、コロナウイルス対策ということで2月から4月までの間、3カ月間にその影響があったところを対象といたしました。よって期間限定の中で2月から4月に営業がされていれば、当然、対象になりますし、年間については当然2月から4月、営業がされるものということでございますので、対象となるということで、年間と期間での営業によっての区分というよりは、2月から4月の営業実績というところでの判断でございます。

ただ、今回、コロナの影響で本来2月、3月に事業を行う予定であったけれども、そこで休業の判断をしているということが認められれば、これは対象になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○6番（松原 臣君） 今の説明で、余り私、細かいこと言ってしまうと、調べてお金行くのが大分遅くなってしまいますので、通常しませんけれども、できれば皆さんに行き渡るような、この時期ですからきっと資金足りないと思うのですよね、皆さん。そのような方法で、ぜひ早めに進めていただきたいと。終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第6号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第23号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第23号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の28ページをお願いいたします。

議案第23号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億863万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,843万4,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

29ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款使用料及び手数料86万4,000円を減額し、1億177万8,000円。

1項使用料86万4,000円を減額し、7,496万6,000円。

内容につきましては、新型コロナウイルス経済対策として、温泉供給規則第12条の減免免除規定に基づき、温泉使用料を4月から6月分を免除するものでございます。

15款国庫支出金5億251万6,000円を追加し、8億326万7,000円。

2項国庫補助金5億251万6,000円を追加し、6億7,044万7,000円。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人に10万円を給付する特別定額給付金が4億9,630万円、また、子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給している世帯に対する子育て世帯臨時特例給付金が621万6,000円となっております。

20款1項繰越金697万8,000円を追加し、697万9,000円。

新型コロナウイルス感染拡大予防対策経費の財源調整として、前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計5億863万円を追加し、58億7,843万4,000円。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費4億9,741万1,000円を追加し、19億7,647万5,000円。

1項総務管理費4億9,630万円を追加し、19億1,643万8,000円。

これにつきましては、新型コロナウイルスの影響により、さまざまな行動が制約されております。全国全ての国民を対象に10万円を給付される特別定額給付金に要する経費であり、全額国の補助金となっております。

7項防災費111万1,000円を増額し、2,306万5,000円。

防災備蓄品として、当初、計画されていなかったマスクや防護服などをコロナ感染予防対策費の緊急的措置として整備したことによりまして、当初、計画しておりました防災備蓄品の購入費に不足額が生じることになったものでございます。

3款民生費621万6,000円を追加し、5億1,142万5,000円。

2項児童福祉費621万6,000円を追加し、8,565万7,000円。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する生活支援であります。児童手当を受給しているゼロ歳から中学生のいる世帯に対して、児童1人につき1万円を給付する子育て世帯臨時特例給付金であります。これにつきましても全額、国の補助金となっております。

4款衛生費201万1,000円を追加し、6億5,970万円。

1項保健衛生費201万1,000円を追加し、2億6,238万6,000円。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後も継続して予防対策に取り組んでいく必要があることから、消毒液や除菌シートなど、感染対策に係る物品購入費でございます。

8款教育費299万2,000円を追加し、9億4,116万6,000円。

1項教育総務費299万2,000円を追加し、7,325万8,000円。

これにつきましては、学校関係の新型コロナウイルス感染症対策に要する物品購入費、それと通学バスで密集・密接をできるだけ回避できるように、バス1台を増便するための経費でございます。

歳出合計5億863万円を追加し、58億7,843万円となるものでございます。

以上であります。事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対する質問を許します。
質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第11 議案第24号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 1 議案第 2 4 号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の 3 1 ページをお願いいたします。

議案第 2 4 号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

3 2 ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。

改正理由であります。上程になりました議案第 2 4 号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定についてにつきましては、本年 3 月 3 1 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に伴う改正となります。

令和 2 年度地方税制改正におきましては、持続的な経済成長の実現に向け、投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するほか、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等を行う措置が講じられたところでありまして、それぞれ関連する項目するについて所要の改正を行うものであります。

今回の改正の大きな柱といたしましては、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一つにする子を有する単一者につきまして、同一のひとり親控除を適用するよう制度を見直すほか、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から税制上の措置を講ずるなど、所要の改正が行われたものであります。

なお、本改正条例におきましては、3 条立てとし、議案書の 3 2 ページから 4 2 ページまで記載しておりますが、第 1 条と第 2 条におきましては、それぞれ改正の目的となります事項等に基づき、条項等の改正を行い、第 3 条においては平成 3 1 年の改正条例により規定した単身児童扶養者を個人町民税の非課税措置の対象に加える旨の改正規定を削除するものであります。

なお、参考資料の 4 ページに資料 2 で条例改正の説明資料、1 5 ページに資料 3 で新旧対照表をそれぞれ添付いたしましたので御参照願います。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 1 2 議案第 2 5 号 羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 2 議案第 2 5 号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（飯島 東君） 議案の 4 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 5 号羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4 4 ページをお願いいたします。

羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

改正理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

改正条文です。

羅臼町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、参考資料の 5 9 ページに資料 4 で条例の概要、6 0 ページに資料 5 で新旧対照表をそれぞれ添付いたしましたので御参照願います。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 1 3 議案第 2 6 号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第26号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の45ページをお願いします。

議案第26号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

今回の条例改正の理由といたしましては、ことし3月10日に決定された新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額の全額を国が特例的な財政支援を行うとされたことに伴い、労働者が感染した場合やその疑いがある場合など休みやすい環境を整備するため、傷病手当金の支給に関する条例の改正を行うものでございます。

改正条文です。

附則の整理として、第1項、第2項でそれぞれ見出しを付しております。また、既に内容が削除されている第3項、第4項を取り、改正前の第5項を第3項に繰り上げ、第4項で傷病手当金の対象の規定を行い、第5項ではその対象となる期間及び額、第6項では支給期間の上限を定めております。また、第7項から第9項では、傷病手当金と給与等との調整を定め、第7項では給与等を受け取ることができない場合は支給をしない等の定めをしております。第8項では、受け取ることができるはずであった給与等が支給されなかった場合は、傷病手当金の支給をすること。第9項では、その額を事業主から町が徴収することを規定しております。

施行期日を公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合適用すると定めております。

なお、参考資料の61ページ、資料6 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要、同じく63ページから64ページにかけて、資料7に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので後ほどお目通し願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る5月11日開催の令和2年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいたものでありますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 1 4 議案第 2 7 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 4 議案第 2 7 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の 4 8 ページをお願いします。

議案第 2 7 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4 9 ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、昨年 1 2 月 2 0 日に閣議決定された令和 2 年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税の限度額及び国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定の基準の引き上げ、また、未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う所要の改正でございます。

改正条文です。

第 2 条第 2 項ただし書き中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「6 1 万円」を「6 3 万円」に改め、同項第 2 号中「2 8 万円」を「2 8 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 1 万円」を「5 2 万円」に改める。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附則といたしまして、第 1 項の施行期日を公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

第 2 項で、適用区分として、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税は、なお従前の例によると定めております。

以上でございますが、参考資料 6 5 ページからの資料 8 に本条例の概要、6 8 ページからの資料 9 に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る 5 月 1 1 日開催の令和 2 年第 2 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているもの

でございますことを報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。
質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 15 議案第 28 号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 15 議案第 28 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する
条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉・介護担当課長。

○福祉・介護担当課長（福田一輝君） 議案の 50 ページをお願いいたします。

議案第 28 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

51 ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

今回の条例改正の理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者の第 1 号保険料軽減強化に関する所要の改正を行うもので、令和元年度 10 月以降の消費税引き上げによる財源手当であることを反映し、令和元年度に 2 分の 1 の軽減幅で実施し、令和 2 年度以降に完全実施するものでございます。

改正条文でございます。

第 2 条第 2 項中「2 万 3,800 円」を「1 万 9,000 円」に改め、同条第 3 項中「2 万 3,800 円」を「1 万 9,000 円」に、「3 万 9,700 円」を「3 万 1,800 円」に改め、同条第 4 項中「2 万 3,800 円」を「1 万 9,000 円」に、「4 万 6,100 円」を「4 万 4,500 円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第 1 項は施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 項は経過措置でございます。

改正後の羅臼町介護保険条例第 2 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料につきましては、なお、従前の例によるものでございます。

なお、参考資料の73ページから74ページにかけまして本条例の概要及び新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第16 議案第29号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第29号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の52ページをお願いします。

議案第29号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

53ページをお願いします。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の理由といたしましては、先ほど議案第26号でも御説明いたしました、ことし3月10日に決定された新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額の全額について国が特例的な財政支援を行うとされたことに伴い、去る4月14日付で北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が、この傷病手当金の支給に関する改正が行われました。そのため羅臼町が行う後期高齢者医療の事務についても、傷病手当金の申請事務に係る所要の改正を行うものでございます。

改正条文でございます。

第2条第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

附則として施行期日は、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

なお、参考資料75ページに本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。
質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 17 議案第 30号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 17 議案第 30号財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（松崎博幸君） 議案の 54 ページをお願いいたします。

議案第 30号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、取得物件、塵芥収集車。

2、取得の目的、一般廃棄物収集運搬業務のため。

3、取得価格、1,760 万円。

4、取得の相手方、標津郡中標津町桜ヶ丘 3 丁目 24 番地。東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、所長、岩見博。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料 76 ページから 77 ページ、資料 13 に塵芥収集車の仕様書、姿図を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。
質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

なお、あす 5 月 15 日の議事日程は、当日配付いたします。

御苦労さまでした。

午前11時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員